２　公証人手数料令第二十五条第一項の公正証書の枚数の計算は、次の各号に掲げるところによるものとする。

一　［略］

二　日本産業規格Ｂ列四番の用紙のうち、縦書の公正証書にあつては、一行二十字詰で二十四行以上ある用紙及び末葉の用紙を一枚として計算し、前項の横書の公正証書にあつては、半面一行二十字詰で十六行の両面以上ある用紙及び末葉の用紙を一枚として計算する。

備考　表中の［　］の記載は注記である。

２　公証人手数料令第二十五条の証書の枚数の計算は、次の各号に掲げるところによるものとする。

一　［同上］

二　日本産業規格Ｂ列四番の用紙のうち、縦書の証書にあつては、一行二十字詰で二十四行以上ある用紙及び末葉の用紙を一枚として計算し、前項の横書の証書にあつては、半面一行二十字詰で十六行の両面以上ある用紙及び末葉の用紙を一枚として計算する。

**第五条**　任意後見契約に関する法律第三条の規定による証書の様式に関する省令（平成十二年法務省令第九号）の一部を次のように改正する。

（任意後見契約に関する法律第三条の規定による証書の様式に関する省令の一部改正）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分のように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| 任意後見契約に関する法律第三条の規定による公正証書の様式に関する省令<br>1　公証人は、任意後見契約に関する法律第三条の規定による公正証書を作成する場合には、公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第三十七条第一項及び第三十八条並びに公証人法施行規則（昭和二十四年法務府令第九号）第二十四条の規定により記載し、又は記録すべき事項のほか、本人の出生の年月日及び本籍（外国人にあつては、国籍）を記載し、又は記録しなければならない。<br>2　公証人は、任意後見契約に関する法律第三条の規定による公正証書を作成する場合には、付録第一号様式又は付録第二号様式による用紙に、任意後見人が代理権を行うべき事務の範囲を特定して記載し、又は記録しなければならない。<br>［項を削る。］ | 任意後見契約に関する法律第三条の規定による証書の様式に関する省令<br>1　公証人は、任意後見契約に関する法律第三条の規定による証書を作成する場合には、公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第三十五条及び第三十六条の規定により記載すべき事項のほか、本人の出生の年月日及び本籍（外国人にあつては、国籍）を記載しなければならない。<br>2　公証人は、任意後見契約に関する法律第三条の規定による証書を作成する場合には、附録第一号様式又は附録第二号様式による用紙に、任意後見人が代理権を行うべき事務の範囲を特定して記載しなければならない。<br>3　前項の用紙は、公証人法施行規則（昭和二十四年法務府令第九号）第八条第一項の規定にかかわらず、日本産業規格Ａ列四番の丈夫な紙とする。ただし、Ａ列四番の紙に代えて、Ｂ列四番の紙とすることを妨げない。 |
| 備考　表中の［　］の記載は注記である。 | |

付録第一号様式及び第二号様式を次のように改める。

付録第１号様式

代　理　権　目　録

**Ａ　財産の管理・保存・処分等に関する事項**

Ａ１□　甲に帰属する別紙「財産目録」の財産及び本契約締結後に甲に帰属する財産（預貯金〔Ｂ１・Ｂ２〕を除く。）並びにその果実の管理・保存

Ａ２□　上記の財産（増加財産を含む。）及びその果実の処分・変更

□売却

□賃貸借契約の締結・変更・解除

□担保権の設定契約の締結・変更・解除

□その他（別紙「財産の管理・保存・処分等目録」のとおり）

**Ｂ　金融機関との取引に関する事項**

Ｂ１□　甲に帰属する別紙「預貯金等目録」の預貯金に関する取引（預貯金の管理、振込依頼・払戻し、口座の変更・解約等。以下同じ。）

Ｂ２□　預貯金口座の開設及び当該預貯金に関する取引

Ｂ３□　貸金庫取引

Ｂ４□　保護預り取引

Ｂ５□　金融機関とのその他の取引

□当座勘定取引　　□融資取引

□保証取引　□担保提供取引

□証券取引〔国債、公共債、金融債、社債、投資信託等〕

□為替取引

□信託取引（予定（予想）配当率を付した金銭信託（貸付信託）を含む。）

□その他（別紙「金融機関との取引目録」のとおり）

Ｂ６□　金融機関との全ての取引

**Ｃ　定期的な収入の受領及び費用の支払に関する事項**

Ｃ１□　定期的な収入の受領及びこれに関する諸手続

□家賃・地代

□年金・障害手当金その他の社会保障給付

□その他（別紙「定期的な収入の受領等目録」のとおり）

Ｃ２□　定期的な支出を要する費用の支払及びこれに関する諸手続

□家賃・地代　　□公共料金

□保険料　　□ローンの返済金

□その他（別紙「定期的な支出を要する費用の支払等目録」のとおり）

**Ｄ　生活に必要な送金及び物品の購入等に関する事項**

Ｄ１□　生活費の送金

Ｄ２□　日用品の購入その他日常生活に関する取引

Ｄ３□　日用品以外の生活に必要な機器・物品の購入

**Ｅ　相続に関する事項**

Ｅ１□　遺産分割又は相続の承認・放棄

Ｅ２□　贈与若しくは遺贈の拒絶又は負担付の贈与若しくは遺贈の受諾

Ｅ３□　寄与分を定める申立て

Ｅ４□　遺留分侵害額の請求

**Ｆ　保険に関する事項**

Ｆ１□　保険契約の締結・変更・解除